下塩小学校屋内運動場 耐震補強・大規模改造工事設計図

長岡市教育委員会教育施設課

平成　２５年　７月

仕　様　書

Ⅰ　共通仕様

1.本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成22年版」（以下「改修標仕」という。）により、改修標仕に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成22年版」（以下「標仕」という。）による。

2.改修標仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。

(1)「工事請負契約書」を「長岡市建設工事請負基準約款(平成23年3月31日長岡市告示第98号)」(以下「約款」という。）に読み替える。

(2)「監督職員」を「監督員」に読み替える。

(3)「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。

3.次の各号に該当する改修標仕の項目について、改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。

(1) 1章　1.1.2用語の定義の(1)及び(21)

(2) 〃　1.4.2材料の品質等の(a)及び(b)

(3) 〃　1.4.4材料の検査等の(a)

(4) 〃　1.7.1工事検査の(b)及び(d)

4.改修標仕の次の項目の規定は適用しない。

1章　1.1.2　用語の定義の(22)

〃　1.7.2　技術検査

別　表（建築改修工事）

号	項　目	置き換え後の改修標仕の規定
	1章　一般共通事項	
(1)	1.1.2　用語の定義	(1)「監督員」とは、約款第10条の規定により受注者に通知された者をいう。
		(21)「工事検査」とは、約款に規定する次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。(ただし、②に係る検査を除く。) ①工事の完成(約款第32条) ②部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条) ③部分引渡しの指定部分に係る工事の完成(約款第39条) ④契約の解除時における出来形部分(約款第44条) ⑤必要があると認めたときの臨時検査(約款第48条)
(2)	1.4.2材料の品質等	(a)工事に使用する材料は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）契約時の最新版」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。
		(b)使用する材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。 ただし、ＪＩＳ又は ＪＡＳのマーク表示のある材料を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合(次の(1)から(3)のいずれかに該当する材料を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。）は、資料の提出を省略することができる。 (1)建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる材料 (2)建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿に記載されている材料又は製造所の製品（特記で改修標仕及び標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。) (3)特記により指定された材料又は製造者の製品
(3)	1.4.4　材料の検査等	(a)現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。 ただし、次の(1)若しくは(2)に該当する場合またはあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (1)工事完成検査時または工事写真で、ＪＩＳ若しくは ＪＡＳのマークを確認できる場合 (2)建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時または工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合
(4)	1.7.1　工事検査	(b)約款に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。
		(d) (a)から(c)の通知に基づく検査及び約款に規定する臨時検査、契約が解除された場合の検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。

Ⅱ　特記仕様

1.項目は、番号に◯ 印の付いたものを適用する。

2.特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。

⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

⊙印と㊟印の付いた場合は、共に適用する。

3.特記事項の記載の[. .]内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

特記事項に記載の(. .)内表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。

4.　製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（ ）内は製品名を示す。

章	項　目	特　記　事　項
① 一般共通事項	① 工事実績情報の登録	※請負工事費2,500万円以上の場合、登録する　[1.1.4]
	② 概成工期	※無し　・有(工期　平成　年　月　日)　[1.2.1]
	③ 内部の工事期間等	※着手 ~~平成２４年　７月中旬~~ 契約締結後 ～　終了 ~~平成２４年　１０月中旬~~ 平成２５年１２月２７日までとする。 ※次の作業は内部工事着手前に行える。ただし、着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。 ※外部足場組等の仮設工事 ※工場制作のための現場寸法調査 ・
	4 品質計画等	建築基準法に基づき指定する条件　[1.2.2] ・地区の区分に応じた風速（Vo（m／sec））　・３０　・３２ ・地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ ・多雪地域の指定　積雪区分　建告示第１４５５号　別表（　）
	5 監理技術者の要件	※次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を専任で配置できること。 1　建築工事の施工に関し、１０年以上の実務経験を有すること。 2　建築工事に係る監理技術者証を有するものであること。
	⑥ 電気保安技術者	⊙要(　)　・不要　[1.3.3]
	⑦ 発生材の処理等	１０追加特記　８「発生材の処理等」による。　[1.3.8]
	⑧ 特別な材料の工法	改修標仕及び標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定工法による。
	⑨ 施工数量調査の方法	目視及び打診(必要に応じて破壊)による調査を行い、監督員の立会いを受ける。ただし、あらかじめ監督員が承諾した場合は、立会いを省略することができる。　[1.5.2]
	⑩ 技能士	[1.6.2]（下表）
	11 見本施工	※実施しない　・実施する(　)　[1.6.5]
	⑫ 化学物質の濃度測定	１０追加特記　９「化学物質の濃度測定」による。　[1.6.9]
	⑬ 完成図等	※下記のものを作成し提出する。なお、作成方法等は、監督員の指示による。 ⊙案内図及び配置図　⊙平面図　⊙立面図　⊙断面図　[1.8.1～1.8.3] ⊙仕上表　⊙建物の保全に関する説明書(取扱説明書を含む。) ※原図　※陽画複写図　2部　⊙ＣＡＤデータ
	⑭ 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
	⑮ 工事完成写真	※同一箇所の改修前と改修後が比較出来るように整理のうえ監督員に提出する。 ※提出部数　4　部
	⑯ 工事施工状況写真	※工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　工事写真の撮り方　建築編　改訂第３版」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。 ※提出部数　1部
	⑰ 設備工事との取合い	１０追加特記　７「工事区分表」による。

⑩技能士　[1.6.2]

適用工事種別	技能検定の職種
防水改修工事	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・塗膜防水工事作業　⊙ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・左官　⊙建築板金(内外装板金作業)
外壁改修工事	・左官　・ﾀｲﾙ張り　・塗装(建築塗装作業) ⊙樹脂接着剤注入施工
建具改修工事	⊙ｻｯｼ施工　⊙ｶﾞﾗｽ施工
内装改修工事	・建築大工　・左官　・表装(壁装作業) ⊙内装仕上げ施工(・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系仕上げ ⊙ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ　⊙鋼製下地工事)　・ﾀｲﾙ張り
塗装改修工事	⊙塗装(建築塗装作業)
耐震改修工事	⊙とび　⊙型枠施工　⊙鉄筋施工
環境配慮改修工事	・防水施工(ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業)　・ｶﾞﾗｽ施工 ・造園
ﾌﾞﾛｯｸ､ALCﾊﾟﾈﾙ工事	・ﾌﾞﾛｯｸ建築　・ＡＬＣﾊﾟﾈﾙ施工
石工事	・石材施工(石張り施工)
	・

② 仮設工事

1　監督員事務所等

・監督員事務所　・10　・20　・35　・65　・　㎡程度を設ける。　[2.4.1]

・仮設事務所の中に監督員用空間を　10㎡程度確保する。

2　監督員用備品等

監督員用備品として、下記のものを工事期間中常備する。　[2.4.1]

・保護帽　3ケ

・雨具　3着　・長靴　3足　・安全帯　3組

③ 工事用水

構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）

④ 工事用電力

構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）

⑤ 仮設建物等

現場事務所､倉庫､下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。

⑥ 外部足場

外部足場は枠組足場とする。

足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(厚生労働省 基発第0424001号 平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと（手すり先送り方式は不可）。

⑦ 内部仕上足場

⊙架台足場　⊙枠組棚足場　・　[2.2.1]

⑧養生

既存部分の養生　※ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ等　・　[2.3.1]

既存家具等の養生　※ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ等　・　[2.3.1]

備品等の移動　[2.3.1]

※監督員の指示による施設内移動とする。(対象備品の移動先は、図示による)

・行わない

⑨仮設間仕切り

仮設間仕切り等の種別　[2.3.2][表2.3.1]

種別	下地	仕上げ材(厚さmm)	充填材(mm)	塗装
・A種	※軽量鉄骨	※せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(※9.5　・)	厚さ(　)	※無し
※B種	・木造	⊙合板(※9　・)		・片面
・C種	単管	防炎シート		
仮設扉	※木製扉	合板張り程度	・行う	※無し
	・		厚さ(　)	・片面

3 防水改修工事

1　施工数量調査　[1.5.2]

下記の調査結果について、施工方法、施工箇所、施工数量等をまとめた施工数量調査報告書を提出し、監督員の承諾を得て施工する。

調査範囲

屋根、庇等の防水改修工事の対象となる既存ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面等

調査内容

ひび割れの幅及び長さを屋根面等に図示する。

浮き部分、欠損部を屋根面等に表示する。また、脆弱部を調査する。

部分的な水はけ不良部や勾配不良の箇所を屋根面等に表示する。

2　防水の保証等

※防水工事は、新潟県防水工事業協同組合員の施工とし、受注者は新潟県防水工事業協同組合と連名の保証書を提出する。ただし、市が認めた場合は、組合員外の施工とすることができる。この場合は、受注者と施工者との連名の保証書とする。

工法種別	施工箇所	保証期間
・　工法		１０年間
・　工法		１０年間
・　工法		１０年間

3　アスファルト防水

[3.1.4][表3.1.1][3.3.3][表3.3.3～表3.3.10]

防水改修工法の種類		施工箇所	新規防水工法の種別
保護防水	・Ｐ１Ｂ		・B-1　※B-2
	・Ｐ１ＢＩ　・Ｔ１ＢＩ		・BＩ-1　※BＩ-2
	・Ｐ２ＡＩ		・AＩ-1　※AＩ-2
	・Ｐ２Ａ		・A-1　※A-2
露出防水	・Ｍ４Ｃ		・C-1　※C-2
	・Ｐ０Ｄ　・Ｍ３Ｄ		・D-1　※D-2
	・Ｐ０ＤＩ　・Ｍ３ＤＩ ・Ｍ４ＤＩ		・DＩ-1　※DＩ-2 仕上げ塗料塗り ※有り（・ｼﾙﾊﾞｰ　・ｶﾗｰ) 使用量は製造所標準仕様
屋内防水	・Ｐ１Ｅ　・Ｐ２Ｅ		・E-1　※E-2

アスファルトの種類　※３種　・　[3.2.2][3.3.2]

・二重ドレンの設置（・P0D工法　・P0DI工法)　[3.2.5]

・既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去（M4C工法、M4DI工法)　[3.2.6]

・粘着層付改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ　厚さ(mm)　※1.5以上　・　[3.3.2]

・改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ　厚さ(mm)　※3.0以上　・　[3.3.2]

・断熱材（屋根保護又は露出防水断熱工法)　[3.3.2]

厚さ（mm)　※25　・

材質　※Ａ種押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ3種bｽｷﾝ層付き

乾式保護材の材料　[3.3.2]

種類		寸法(mm)：厚さ×幅	摘要
・押出成型ｾﾒﾝﾄ板(窯業系ﾊﾟﾈﾙ)	※Ⅰ類 ・Ⅱ種	※15　× ・　×	・無石綿に限る
・金属複合板		※12　×	

4　改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水

[3.1.4][表3.1.1][3.4.2][3.4.3][表3.4.1～表3.4.3]

防水改修工法の種類		施工箇所	新規防水層の種別	シートの厚さ（mm)
密着工法	・Ｍ４ＡＳ		・AS-1	下層用　※2.5以上　・
				上層用　※3.0以上　・
			・AS-2	※4.0以上　・
			・AS-3	※3.0以上　・
絶縁工法	・Ｍ３ＡＳ ・Ｐ０ＡＳ		・AS-4	下層用　※2.5以上　・
				上層用　※3.0以上　・
			・AS-5	※4.0以上　・
			・AS-6	※3.0以上　・
断熱工法	・Ｍ３ＡＳＩ ・Ｍ４ＡＳＩ ・Ｐ０ＡＳＩ		・ASI-1	下層用　※2.0以上　・
				上層用　※4.0以上　・
			・ASI-2	下層用　※2.5以上　・
				上層用　※3.0以上　・

・二重ドレンの設置（P0AS工法及びP0ASI工法の場合)　[3.2.5]

・既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去（M4AS工法及びM4ASI工法)　[3.2.6]

・断熱工法の断熱材の厚さ（mm）・　材質　・　[3.4.2]

・下地に部分的に密着又は接着を行う工法　※製造所の標準仕様　・　[3.4.4]

5　合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水

[3.1.4][表3.1.1][3.5.2][3.5.3][表3.5.1]

防水改修工法の種類		施工箇所	新規防水層の種別(厚さ(mm))	備考 脱気装置	備考 二重ﾄﾞﾚﾝ
・Ｐ０Ｓ工法 ・Ｓ４Ｓ工法			・S-F1(※1.2　・　) ・S-F2(※2.0　・　) ・S-M1(※1.5　・　) ・S-M2(※1.5　・　) ・S-M3(※1.2　・　)	P0S工法 ・設ける	P0S工法 ・設ける
・Ｓ３Ｓ工法		図示による	・S-F1(※1.2　・　) ・S-M2(※1.5　・　)	・設ける	
・Ｍ４Ｓ工法			・S-M1(※1.5　・　) ・S-M2(※1.5　・　) ・S-M3(※1.2　・　)		
断熱工法	・Ｐ０ＳＩ ・Ｓ４ＳＩ		・SI-F1(※1.2　・　) ・SI-F2(※2.0　・　) ・SI-M1(※1.5　・　) ・SI-M2(※1.5　・　) ・SI-M3(※1.2　・　)	P0SI工法 ・設ける	P0SI工法 ・設ける
	・Ｓ３ＳＩ		・SI-F1(※1.2　・　) ・SI-F2(※2.0　・　)	・設ける	
	・Ｍ４ＳＩ		・SI-M1(※1.5　・　) ・SI-M2(※1.5　・　) ・S-M3(※1.2　・　)		

仕上げ塗料塗り（S-F1,SI-F1,S-M1,SI-M1の場合）　・ｼﾙﾊﾞｰ　・ｶﾗｰ

新規防水層の使用分類　※非歩行　・軽歩行

断熱工法の断熱材(原則としてオゾン層破壊物質を含まないものとする.)　[3.5.3]

・架橋形発砲ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ　厚さ（　）mm

・押出法ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ3種b　厚さ（　）mm

PCｺﾝｸﾘｰﾄ部材下地　[3.5.4]

目地処理（接着工法）　※図示

入隅部の増張り（種別S-F1の場合）　・行う（幅　mm程度）

6　塗膜防水

[3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1][表3.6.2]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別	仕上げ塗料塗り
・Ｐ０Ｘ		※X-1　・X-2	・ｼﾙﾊﾞｰ ・ｶﾗｰ
・Ｌ４Ｘ		・X-1　※X-2	
・Ｐ１Ｙ		※Y-2	
・Ｐ２Ｙ		※Y-2	

・二重ﾄﾞﾚﾝの設置（P0X工法の場合)　[3.2.5]

・既存塗膜防水層表面仕上げ塗装の除去（L4X工法の場合)　[3.2.6]

・保護層　・設ける（P1Y、P2Y工法の場合)　[3.6.3]

7　脱気装置

[3.3.3][表3.3.8][表3.3.9][3.4.3][表3.4.2][表3.4.3][3.5.3][3.6.3]

種類	材料
・平面部脱気型	※製造所標準仕様（立上り型) ・ｽﾃﾝﾚｽ製　・ｱﾙﾐ製又はｱﾙﾐ鋳物
・立上り部脱気型	※製造所標準仕様

※設置数量は製造所指定数量による。

8　シーリング

[3.1.4][表3.1.2][3.7.4～3.7.7]

改修工法の種類	施工箇所
・ｼｰﾘﾝｸﾞ充填工法	図示による
・ｼｰﾘﾝｸﾞ再充填工法	
・拡幅ｼｰﾘﾝｸﾞ再充填工法	
・ﾌﾞﾘｯｼﾞ工法	

・ﾎﾞﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶｰ張り及びｴｯｼﾞﾝｸﾞ材張り（ﾌﾞﾘｯｼﾞ工法の場合)　[3.7.7]

ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類及び施工箇所　[3.7.2][表3.7.1]

※下表以外は、改修標仕表3.7.1を標準とする

施工箇所	ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類（記号)
打継部目地シーリング	ＰＵ－２
誘発目地シーリング	ＰＵ－２
建具廻りシーリング	ＭＳ－２

接着性試験　[3.7.8]

※簡易接着性試験　・引張接着性試験（対象施工部位　）

・行わない